

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年８月21日
【会社名】	株式会社クリエイトＳＤホールディングス
【英訳名】	CREATE SD HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣 瀬 泰 三
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	横浜市青葉区荏田西二丁目３番地２
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

１ 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長廣瀬泰三は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

２ 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果をふまえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社１社（㈱クリエイトエス・ディー）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果をふまえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社３社（ウエルライフ㈱、㈱サロンディ、百合ヶ丘産業㈱）については、金額的及び質的影響の重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、重要な事業拠点の選定に際し、各事業拠点の規模を適切に把握することが可能な指標である売上高を選定指標としました。評価範囲の割合は、全社的な内部統制の評価が良好であることから、その概ね2/3以上を重要な事業拠点の選定基準とし、その他、当社グループにおける質的重要性の高い事業拠点を個別に追加して決定いたしました。重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は、財務報告に対する金額的・質的影響並びに重要な虚偽記載の発生可能性や多店舗展開を行う小売業の特性を考慮して、売上高、売上原価、売掛金、買掛金、前受金、棚卸資産、有形固定資産としました。さらに、多店舗展開を行う小売業の業態に起因する特有のリスクが財務報告に与える影響を考慮し、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測をとともなう重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、固定資産の減損会計に係るプロセスや資産除去債務に係るプロセス等についても、個別に評価対象に追加いたしました。

３ 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役社長廣瀬泰三は、2025年5月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

４ 【付記事項】

該当事項はありません。

５ 【特記事項】

該当事項はありません。